平成２２年（フ）第４２０号
長崎県長崎市中里町435番地16
債務者　牧島　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１６号
札幌市東区北23条東１丁目10番11号　イーストシティＭＴ103号
債務者　成田　直子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０６号
札幌市豊平区福住３条１丁目２番８―403号、申立時の住所札幌市東区北32条東16丁目１番５―403号
債務者　花城　幹枝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９６号
札幌市白石区北郷１条８丁目７番12号
債務者　成田　恭二
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６号
沖縄県沖縄市諸見里１丁目40番33号　仲宗根ヨネアパート
債務者　山内　盛夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４６号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目５番３―1110号志真志団地
債務者　津川　正男
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５６号
沖縄県沖縄市字美里1366番地
債務者　玉城　　香（旧姓棚原）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６４号
沖縄県うるま市石川曙２丁目21番４号　伊波アパート202号
債務者　山城　　聖
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６５号
沖縄県うるま市石川曙２丁目21番４号　伊波アパート202号
債務者　山城　美幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０２号
静岡県島田市阪本4853番地
債務者　松浦　正道
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７７号
静岡市駿河区泉町６番19―103号、旧住所静岡市駿河区西島344番地の１　メゾンクレスト206号
債務者　川島　利春
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０号
静岡市清水区西久保120番地の23
債務者　渡辺　清子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７号
静岡県島田市ばらの丘１丁目10番地の７
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８０号
静岡市葵区建穂１丁目９番28号
債務者　鈴木あきよ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８３号
静岡県島田市高砂町6248番地　高砂荘５号室、旧住所静岡県島田市元島田東町9184番地の６　雇用促進住宅２―209
債務者　佐々木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部